令和 8 年 10 月 26 日

一般社団法人 日本パラ陸上連盟事務局　御中
（参照：公益財団法人日本パラスポーツ協会 / 日本パラリンピック委員会）

申立人

選考対象条件（強化育成指定選手制限）に対する不服申立書

件名：「バンコク 2026 Virtus アジア・オセアニアゲームス」日本代表推薦選考における選考対象条件（強化育成指定制限）の是正及びエントリー正当受理に関する不服申し立て

貴連盟におかれましては、日頃よりパラスポーツの普及・振興にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 10 月 19 日付で公表された「2026 Virtus アジア・オセアニアゲームス日本代表選手団編成方針」（以下、編成方針）および「バンコク 2026 Virtus アジア・オセアニアゲームス日本代表推薦選手の選考について」（以下、選考案内）の「2. 選考対象条件 (2)」に関し、当所属の　　選手（派遣標準記録突破済）のエントリー申請手続きに関連して、以下の通り公式に不服を申し立てます。

記

1. 申し立ての趣旨

1. 選考案内「2. 選考対象条件 (2)」に定められた「強化育成指定選手であること」との条件は、最上位規程である編成方針（1-(2)）に反し裁量権を逸脱・濫用した不合理な条件であるため、これを不適用とし、派遣標準記録（MQS）を突破している　　選手の推薦申請（エントリー）を正当に受理し、選考対象に編入すること。

2. 万が一、本申請の受理を拒否される場合は、その手続的・規程上の合理的な根拠を明記した「不服申立審査結果通知書」を速やかに交付すること。

2. 申し立ての理由（規程上及び選考手続上の合理的な根拠）

(1) 最上位規程（編成方針 1-(2)）に対する明確な違反及び選考権の逸脱・濫用

貴連盟が令和 8 年 10 月 19 日付で定めた最高規範である『日本代表選手団編成方針 1.(2)』には、『本大会の派遣標準記録はメダル獲得を第一目標とし、メダル獲得が可能な選手団編成とする』と明確に規定されています。

当所属の　　選手は、資格期間内において派遣標準記録（MQS）を突破しており、極めて高い「Virtus 世界記録達成率」（選考手順 3-(5)における最重要選考指標）を有しています。

これに対し、下位規定である「2.(2) 強化育成指定選手であること」を理由に　　選手のエントリー自体を不受理とすることは、「より記録の優れる＝メダル獲得可能性の高い選手を排除し、記録の劣る選手を選出する」という最上位目的（編成方針 1-(2)）に直接反する事態を招きます。最上位規程の目的に著しく矛盾する下位要件の適用は、選考権の著しい逸脱・濫用にあたり、客観的合理性を欠くものです。

(2) 手続的適正（信義則）の違反および事後的な不利益変更

本選考案内が公表されたのは令和 8 年 10 月 19 日であり、指定要件の基準日とされる 10 月 25 日まではわずか 6 日間しか存在しません。

すでに公認大会等において正当に派遣標準記録（MQS）をクリアし努力を重ねてきた選手に対し、申請締め切りの直前（わずか 6 日前）になって事前予見不可能な「10/25 時点の指定選手限定」という条件を後出しで課すことは、手続的適正（公平性・信義則）に著しく反する運用です。これを理由とする不受理は著しく正当性を欠きます。

(3) 選考手続における説明責任及び検証可能性の確保

仮に本申立てをしりぞけ、　　選手のエントリー受理すら行わない場合、貴連盟は「なぜ『メダル獲得を第一目標（1-(2)）』と掲げながら、記録上位者・高達成率者（　　選手）の申請を排除し、タイムの劣る選手を推薦するのか」という点について、不服審査手続きや公の場において合理的な説明を果たす責任を負うことになります。

3. 要求事項及び回答期限（期限設定の合理的な根拠について）

本件につきましては、　　選手の推薦申請書（Google フォーム）はすでに提出済みであり、貴連盟におかれても本件申請および事実関係を把握・認知された上で保留状態にされている経緯がご

ざいます。したがって、貴連盟におかれましては本申立てに基づく審議および手続的救済を速やかに行っていただける環境にあると判断いたします。

【要求事項並びに回答期限の設定根拠】

つきましては、「申請締切当日（10 月 31 日 24:00）直前の回答提示によって申立人（選手側）における上位組織（JPC）等への手続的救済および協議の機会が実質的に剥奪される事態を回避すること」、および「保留状態の長期化による選手の競技上の不利益を最小限に抑えること」を客観的・手続的根拠とし、以下の通りご対応いただくことを強く求めます。

① エントリーの即時正式受理： 提出済みの推薦申請書（フォーム）を正式に受領し、[redacted]選手を正規の候補選手として選考委員会・理事会の審査対象に編入すること。

② 不服審査結果の通知期限： 万が一、本申立てを却下・不受理とされる場合は、上記「理由（1）～（3）」に対する根拠および「メダル獲得第一目標」との整合性を明記した理事会名義の文書を、令和 8 年 10 月 28 日（水）17:00 までにご交付いただくこと。

以上